天保二年（一八三一）と推定される「定式」を読む

本永 義博

はじめに

この「定式」は、縦十三センチ、横五十三．五センチの小さな一枚ものである（図1）。

昭和四十八年（一九七三）四月、大野政雄氏が『北飛タイムス』に読み下し全文を掲載したことで、世に知られることになった。翌年の「古川祭の変遷」という論文では写真も紹介している。以後、大野氏は古川祭に関する論文や著書に何度もこの「定式」を紹介しており、古川祭を考察する上で非常に重要な資料となっている。

しかし、私自身は長く実物の所在が確認できないでいたが、先年飛騨市所蔵の「中村家・上原家文書」を整理中にやっと発見することができた。この「定式」の宛先は「二ノ三丁目　与頭　善兵衛殿」となっているが、「善兵衛」は中村家の第五代または第六代にあたると考えられるので、あるはずのところにあったということだろう。

当初はこの「定式」を読んでも意味がよくわからなかったが、一昨年から古川祭についての調査に携わるようになり、祭の全容が少し理解できるようになったことで、「定式」に書かれている言葉の意味も段々と理解できるようになってきた。

江戸時代の古川祭資料が少ないために明治時代初期の祭資料と比較しながらの考察になる。天保二年から明治時代初期まで四十年余り経過しているが、これまでの古川祭調査から祭の様相はそれほど大きく変化していないと考えられるからである。

定式
御神輿送り
町廻り五日夜八ツ時
同　六日昼七ツ時
屋台引町順　夕
同　順　八番
第一火之元用心大切ニ相守り可申事
祭礼当日途中にて雨降候時ハ、勝手次第ニ合羽相用ひ可申事
日暮候ハバ、是又勝手ニ提灯ともし可申事
附り起太鼓夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事。并板たゝき、悪あくれ堅停止ニ候事
右ヶ条之趣如此、此ほか屋台行司より触出シ候義ハ、何事ニよらず急度相守り可申事
七月廿四日於町会所
与頭中打寄示談之上相定候
卯八月
二ノ三丁目
与頭　善兵衛殿

図1　天保2年のものと推定される「定式」（飛騨市蔵「中村家・上原家文書」）

一　「定式」を天保二年と推定した理由

この「定式」の年代を特定することはなかなか難しい。「卯八月」としか書かれていないからである。しかし、ある程度のヒントはある。

以下、いくつかのヒントを検討しながら、この「定式」を天保二年（一八三一）と推定するに至った理由を述べる。

（一）屋台巡行に関する取り決め

今のところ古川祭の屋台に関する資料は、安永五年（一七七六）のもの（「金亀台新造入用金割合帳」）が最も古い。その六年後の天明二年（一七八二）には九台の屋台が見えている（林篁『飛騨美屋計』）ので、古川祭の屋台巡行は安永～天明の頃に始まったと考えられる。

「定式」はその屋台巡行に関する取り決めなので、どんなに早くとも安永～天明期を遡ることはない。また、屋台巡行に関する取り決めで今のところ確認できている最も古い資料は弘化二年（一八四五）の「御神事屋台儀式」であるが、「定式」よりずいぶん丁寧な形式になっているので、「定式」はそれより前のものであることは確かである。

従って、この「定式」の年代は少なくとも安永五年と弘化二年の間の約七十年にうちに入る。この間の卯年は六回で次の年になる。

- 天明三年（一七八三）
- 寛政七年（一七九五）
- 文化四年（一八〇七）
- 文政二年（一八一九）
- 天保二年（一八三一）
- 天保十四年（一八四三）

このうちどの年なのか。ヒントとなるのは文中の「町会所」「二ノ三丁目」「与頭　善兵衛」である。だが、後述するように「町会所」と「二ノ三丁目」から年代を特定することはむずかしい。そのため、ここでは「与頭　善兵衛」をヒントに「定式」の年代を考えることにする。

（二）「与頭　善兵衛」

善兵衛は「二ノ三丁目」の与頭（組頭）で、「二ノ三丁目」とは弐之町三丁目のことである。

弐之町三丁目で「善兵衛」を名乗ったのは中村家である。中村家は、善吉（慶安二年～享保十三年）を初代とし、昭和まで約三百年続いた名家だった。三代常房から八代信夫まで代々「善右衛門」を襲名しているが、この内、五代善右衛門（通平　安永六年～天保十二年）と六代善右衛門（宜文　寛政十年～嘉永六年）は「善兵衛」とも名乗っていた（『古川町史　史料編三』1003号「中村家譜」）。また、六代善右衛門は、文化・文政年間の一時期、古川町方村名主加藤氏に代わり名主を勤めた（堀祥岳『中村家・上原家文書目録―近世史料―』二〇一一　飛騨市）。

この二人が生きた年代は、安永六年（一七七七）から嘉永六年（一八五三）までなので、候補となる六回の卯年が全部入る。ただし、天明三年と寛政七年は五代善右衛門でもまだ若く（寛政七年で18歳）、与頭（組頭）とするには適当ではない。

「善兵衛」が与頭（組頭）だったことを確認できるのは天保四年（一八三三）（『古川町史　史料編二』649号）と天保五年（『古川町史　史料編二』653号）の二回だけである。天保二年に「善兵衛」が弐之町三丁目の与頭（組頭）だったという確実な証拠はないが、可能性は非常に高い。この頃、五代は50代半ば、六代は30代半ばなので、どちらにも与頭（組頭）だった可能性はある。

残る文化四年、文政二年、天保十四年について検討してみる。

このうち、文化四年（一八〇七）の組頭に関する資料はないが、この年の年齢は五代が30歳、六代が9才である。五代が与頭（組頭）だった可能性はないわけではないが低い。

文政二年（一八一九）については、金亀台組古川祭資料（「文政弐年卯十二月日　屋台修復金預方勘定留帳」）から、この年の弐之町弐丁目と三丁目の組頭は無雁屋文吉と越前屋藤左衛門であることが確認できるので、文政二年は除外である。

残る天保十四年（一八四三）について、組頭が誰だったかわかる資料はない。ただし、金亀台組古川祭資料で天保十一年と十二年の与頭（組頭）は確認できる。弐之町弐丁目と三丁目の組頭は、

天保十一年が山下屋権次と無雁屋清四郎（「天保十一庚子年八月　新屋台造立規定」）、

天保十二年が要次郎と清四郎（「天保十弐辛丑年閏正月規定　屋台造立月講銭取立帳」）である。

しかし、これによって天保十四年の与頭（組頭）を推定することはできない。天保十四年は、五代が66歳、六代は45歳である。六代が組頭であった可能性は残る。

以上の検討から、善兵衛が組頭だったのは天保二年と天保十四年のどちらかであると考えられるが、可能性としては天保二年の方が高い。この「定式」を最初に紹介した大野政雄氏は「この『定式』は、天保二年のものと推定される」（「古川祭の屋台」『北飛タイムス』昭和四十八年四月十五日）と述べているので、私もそれに倣って「天保二年と推定される」とした。天保二年の可能性は非常に高いが断定はできず、天保十四年の可能性も少し残るという意味での「推定」である。

二　「定式」の内容を読む

この「定式」について、大野政雄氏は「後の『御神事屋台儀式』に発展する前の資料として貴重」（「北飛タイムス」昭和四十八年）であり、「文献上に見える起し太鼓の初見」（『古川祭』平成十八年）であるとして、その重要性を強調している。

そこで、この「定式」に書かれている事項について、不十分ながらも読み解いてみたいと思う。江戸時代の古川祭資料が少ないので、祭の様相がそれほど変わっていないと思われる明治初期の資料を使いながら項目を設けて読み解き、「定式」の全容をつかみたい。

（一）「御神輿送り」

①　この頃の御神輿

気多若宮神社には現在二体の神輿があり、うち一体は万治三年（一六六〇）に高顕院（高山藩四代藩主金森頼直の妹）が寄進したものとされている（図2）。

もう一体の御神輿は明治三年（一八七〇）の新築なので、天保二年に巡幸した御神輿は図2の御神輿だったことがわかる。

図2　高顕院が寄進した御神輿

（気多若宮神社）

② 御神輿行列

御神輿がどのような行列を組んで町場へ入って来たかを確かめる江戸時代の資料はない。最も古いものは明治五年（一八七二）の「氏神御祭典定式萬格記」（飛騨市蔵）にある「御神輿順列」（図３）である。御神輿を挟んで旗が五本（御神号旗と四神旗）、猪子（獅子）、遠見、榊、神楽のほか神主が付き添っている。一番最後に「輿丁」とあるのは御神輿を担ぐ人のことである。

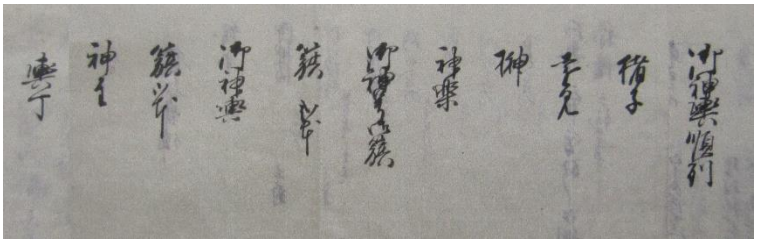

御神輿順列
猪子
遠見
榊
神楽
御神号御旗
籏　弐本
御神輿
籏　弐本
神主
輿丁

図３　明治５年の御神輿行列（飛騨市蔵「明治５年氏神御祭典定式萬格記」）

現在の神輿行列と比べて非常に簡素であるが、現在も受け継がれているものばかりである。

猪子（獅子）、榊、神楽は現在気多若宮神社のある上気多の宮本組が担当している。当時は遠見、旗持ち、御神輿担ぎも含めて宮本組が担当していたのかも知れない。天保二年頃の御神輿行列も、明治五年とそれほど変わっていないのではないかと思っている。

③ 「御神輿迎え」と「御神輿送り」

「定式」には「御神輿送り」しか書かれていないが、「御神輿迎え」もあったはずである。与頭善兵衛には「御神輿迎え」の役は与えられず、「御神輿送り」の役が与えられたということだと思う。

江戸時代の古川祭について定めた「御神事屋台儀式」や「御祭礼屋台儀式」がいくつか残っているが、そこには「御神輿迎え」や「御神輿送り」のことは記されていない。しかし、明治初期になると「御祭礼屋台規式」や「気多若宮神社例祭附則」に具体的に記されるようになる（表１）。

明治二年（一八六九）の「御祭礼屋台規式」に初めて御神輿迎えが登場する。翌三年の『上北村後風土記書き上げ（下書）』（『古川町史　史料編二』498号）には「（御神輿を）御迎のときは町長等つかえ奉り、御送りの折も同じ」と記され、御神輿の迎えも送りも町長（まちおさ　組頭のことと思われる）が行っていることがわかる。

「御祭礼屋台規式」などにもっと細かく記載されるようになるのは明治四年（一八七一）からで（表１）、その年の御神輿迎えについては「十九日午前第八時、惣代之内両三人為御迎東岡江罷越、御神輿警衛仕御旅所江出張ニ相成候」と記されている。すなわち、惣代の内、二、三人が御神輿を迎えに東岡（神社のある地名）へ行き、警衛しながら町場の御旅所へ迎え入れるということである。この場合、惣代とは組頭のことを指すものと思われる。

明治九年（一八七六）以降、迎えの人数が増えて「組長一同」となる。それまで二、三人だったものが、町場の十人の組長全員で神社へ御神輿を迎えに行き、警衛しながら御旅所まで迎え入れるわけである。

年	御神輿迎え	御神輿送り
天保2（1831）	記述なし	御神輿送り
弘化2（1845）	記述なし	記述なし
弘化3（1846）	記述なし	記述なし
嘉永5（1852）	記述なし	記述なし
安政2（1855）	記述なし	記述なし
安政5（1858）	記述なし	記述なし
明治2（1869）	5日（御神輿を）組々より御出迎ひ警固仕り	記述なし
明治3（1870）	記述なし	記述なし
明治3年『上北村後風土記書き上げ』　「（御神輿を）御迎のときは町長等つかへ奉り、御送りの折も同じ」		
明治4（1871）	19日午前第8時惣代之内両三人為御迎東岡江罷越御神輿警衛仕御旅所江出張ニ相成候	21日午前8時御神輿御還御之節者惣代一同附添警衛可致事
明治5（1872）	5日九ツ時組頭之内両三人為御迎杉本江罷越御神輿警衛仕御旅所江出張相成候	7日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治7（1874）	19日午前12時半頭之内三、四人為御迎東岡へ罷越御神輿警衛仕御旅所へ御神幸ニ被相成候	21日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治8（1875）	19日午前12時組代并当番之内両三人為御迎確定時気多若宮江罷越御神輿警衛仕御旅所へ出張ニ相成候	21日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治9（1876）	19日午前第8時惣代一同為御迎東岡へ参候。御神輿警衛仕御旅所へ出御相成候	21日午前8時御神輿還御之節ハ惣代一同附添警衛可致事
明治11（1878）	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参候。御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治12（1879）	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参り、御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治13（1880）	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参り、御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治14（1881）	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参拝シ、御神輿警衛仕御旅所江出御候	21日午前8時御神輿還御之節者組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治15（1882）	18日午前第8時組長一同御迎ニ東岡へ参り、御神輿警衛仕御旅所へ御着之上	20日午前第8時御神輿還御ノ際各組長及当番附添上気多組境マデ奉送シ、上気多組ハ三番叟、主事両組ニテ警衛可致事
明治16（1883）	18日午前第8時組長一同御迎トシテ榊岡へ参拝シ、御神輿警衛仕御旅所江出御相成候	20日午前第8時御神輿還御之際各組長当番一同附添ヒ郷社新道迄奉送可致事
明治17（1884）	前祭19日午前10時組長一同参拝　御神輿御旅所渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御　21日午前9時　市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治18（1885）	前祭19日午前10時組長一同参拝　御神輿御旅所へ渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御　21日午前9時　市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治19（1886）	前祭17日午前10時組長一同参拝　神輿御旅所エ渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御　19日午前7時　市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治20（1887）	前祭16日午前10時組長一同参拝　神輿御旅所へ渡御16日12時各組長交番警衛	神輿上気多組渡御　18日午前7時　市中組長一同上気多組境マデ奉送

表１　御神輿迎えと送り　〔資料の出典〕弘化２年、３年「御神事屋台儀式」、嘉永５年、安政２年、５年は「御祭礼屋台儀式」、明治２年～明治13年、15年、16年は「御祭礼屋台規式」、明治14年は「御祭礼規定」、明治17年～20年は「気多若宮神社例祭附則」

「御神輿送り」については明治三年（一八七〇）の『上北村後風土記書き上げ（下書）』に「御送りの折も同じ」と記されているので組頭などが御神輿送りに出役したことがわかる。以後、毎年の「御祭礼屋台規式」や「気多若宮神社例祭附則」に「御神輿送り」と記載されるようになる（表１）。

注目したいのは、明治十五年（一八八二）で、この年の「御祭礼屋台規式」には「上気多組境迄奉送シ」、三番叟組と主事組は上気多組内の御神輿巡幸に付き従うことが記されている。ただし、この条項はこの年だけで、以後組長一同は上気多組の境まで御神輿を送って行くだけになる。

問題は、江戸時代も含めた明治十四年以前はどこまで送って行ったかということである。実は、古川祭の三日目は上北村（上気多）の祭で、御神輿は三日目の朝町場の御旅所を出御するが、そのまま神社へ帰るのではなく、上北村（上気多）内を巡幸する。従って、町場の組頭などがずっと御神輿に付き添うのは不自然な面がある。

推測の域を出ないが、明治十五年以前も上気多組の境までしか御神輿を送らなかったのではないかと思っている。

（二）「町廻り五日夜八ツ時
同　六日昼七ツ時」

町廻りに関しては江戸時代後期の「御神事屋台儀式」「御祭礼屋台儀式」や明治時代初期の「御祭礼屋台規式」などに記されてはいない。

しかし、明治五年（一八七二）の『氏神御祭典定式萬格記』によって町廻りの内容が明らかになる（図４）。

明治五年（一八七二）の「町廻り」は、古川祭一日目の八月五日昼九ツ時（十二時）から三日目の八月七日夜七ツ時（午前四時）までの四十時間、二時間交代で行われた。町廻りを担当したのは十二人の組頭と三人の行司で、二人または三人一組になって、組頭は三回ずつ、行司は一回ずつ出役している。

約四十年前の天保二年（一八三一）にも同様に町廻りが行われたものと考えられる。弐之町三丁目の与頭（組頭）であった善兵衛は、

御祭礼中町廻り時刻
八月五日
昼　九ツ時　2名
同　八ツ時　2名
同　七ツ時　2名
同　六ツ時　2名
夜　五ツ時　2名
同　四ツ時　2名
同　九ツ時　3名
同　八ツ時　2名
暁　七ツ時　2名
同六日
朝　五ツ時　2名
昼　四ツ時　2名
同　九ツ時　2名
同　八ツ時　2名
同　七ツ時　2名
同　六ツ時　2名
夜　五ツ時　2名
同　四ツ時　2名
同　九ツ時　2名
同　八ツ時　2名
右之刻限相組之通り
無怠慢町端隅々火元
用心万端心ヲ付相廻
り可申候事

図４　明治５年の町廻り（飛騨市蔵「明治５年氏神御祭典定式萬格記」）

祭一日目の八月五日夜八ツ時（午前二時頃）と祭二日目の八月六日昼七ツ時（午後四時頃）に町廻りの役を担ったということであろう。八月五日夜八ツ時は祭の実態から六日の午前二時頃のことだと思われる。町廻りは二回なので、明治五年の三回より少ないが、天保二年にもこうした町廻りが組頭を中心に行われていたのである。

明治五年の町廻り表の最後に、「右之刻限相組之通り無怠慢町端隅々火元用心万端心ヲ付相廻り可申候事」（図４）と記されているので、町廻りの一番の目的は「火元用心」であったことがわかる。天保二年の「定式」（図１）にも「第一火之元用心大切ニ相守り可申事」と記されており、祭礼中の火の用心には特別の注意が払われたことがわかる。

図５は、古川祭に関する最も古い証文で、元禄八年（一六九五）のものである。祭礼を例年の通り実施することを許可していただいたことへのお礼を述べた後、火の用心を堅く守り、喧嘩口論や博奕諸勝負一切させぬよう祭礼中は油断なく見廻ると記されている。すでにこの頃から祭礼中の町廻りが行われていたことがわかる。組頭による組織的な町廻りがいつごろから行われるようになったかは不明だが、元禄八年（一六九五）に行われていた町廻りが、百三十六年後の天保二年（一八三一）には見事に組織化され、さらに四十一年後の明治五年（一八七二）にも強化された形で続いているのである。古川祭の有様は、江戸時代後期にはほぼ確立され、大きく変わることなく明治時代に引き継がれていると考えることが出来そうである。

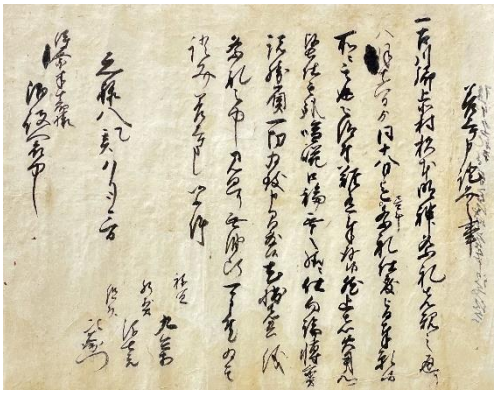

図５　元禄８年「差上ケ申証文之事」（個人蔵）

差上ケ申証文之事

一古川郷上北村杉本明神祭礼先規之通り八月十六日より同十八日迄、当年祭礼仕度旨奉願候処に其通被仰付難有奉存候。然上者火用心堅仕、其外喧嘩口論無之様に仕、勿論博奕諸勝負一切為致申間敷候。尤拙者共儀、祭礼之中見廻り無油断申仕候。為其証文差上ケ申候。仍如件。

元禄八乙亥八月三日　　祢宜　九兵衛
　　肝煎　弥七郎
　　組頭　次右衛門

伊奈半十郎様
御役人衆中

（三）「屋台引 町順 夕
同 順 八番」

祭礼中、各屋台は列をなして町場を巡行し、名主や組頭などの家の前で芸（からくりや子供歌舞伎など）を行った。このことは天保二年（一八三一）より五十年近く前の天明二年（一七八二）の記録にも見ることができる。近江の俳僧林篁が書き残した紀行文『飛騨美屋計』である。

> 古川祭は八月六日なり。引き山九ツあり。是もやたいといふ。此祭ハ杉本明神の氏子也。御本地天照太神といふ。祭の日深見亭の前にて引き山の芸などあり。又深見より御輿にそなへ物あり。神主両人つき来りて、いろいろの式あり。
>
> （『古川町史 史料編三』793号）

また、屋台が町場を巡行するにあたって、巡行の町順や屋台順などが細かく取り決められた。天保二年（一八三一）の「定式」はその初期形態を残すもので、やがて町場の祭りを運営する主事によって「御神事屋台儀式」などが作られ、各屋台組の組頭や当番などが調印する体制ができあがる。

今のところ確認できる「御神事屋台儀式」で最も古いものは弘化二年（一八四五）に作成されたもので、そこには屋台巡行の町順とともに組頭前で芸を行うことや屋台順も記されている。

こうした資料から判断して、天保二年「定式」にある「屋台引町順夕」は、弐之町三丁目組頭の前を屋台が通るのは（八月六日）夕方で、そこで屋台の芸が行われる予定であることを示している。

また、「同 順 八番」は、弐之町弐丁目と三丁目が共同で所有する金亀台の屋台順が八番目ということである。天保二年（一八三一）に屋台が何台あったかはわからないが、天明二年（一七八二）にすでに九台の屋台があったことから考えて、それと同じかそれ以上の屋台があったものと思われる。

（四）「祭礼当日途中にて雨降候時ハ、勝手次第ニ合羽相用ひ可申事。
日暮候ハバ、是又勝手ニ提灯ともし可申事」

ここで重要なのは「勝手次第ニ」「勝手ニ」という言葉である。祭礼中に雨が降ってきたら屋台組の判断で合羽を用いても良い、日が暮れたら屋台組の判断で提灯を灯してよいということである。

この二つは特例で、それ以外のことはこの年の町場の祭を取り仕切る屋台行司（後の主事）の指示に従うことが求められた。「定式」の最後の方に「此ほか屋台行司より触出シ候義ハ、何事ニよらず急度相守り可申事」と記されているのはそのためで、祭を支障なく運営するために屋台行司には強大な権限が与えられていた。

（五）「附り起太鼓夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事。并板たゝき、悪あくれ堅停止ニ候事」

起し太鼓に関する初出資料である。前述の天明二年（一七八二）『飛騨美屋計』には屋台が九台あって芸をすることが書かれているが、起し太鼓のことはまったく触れていない。大野政雄氏は「起し太鼓は廻ったのかもしれないが、まだ特筆されるほど著しい祭事ではなかったのであろう」と述べている（大野政雄「古川祭の起し太鼓」『北飛ニュース』昭和五十三年四月十五日）。

しかし、それから約五十年後の天保二年（一八三一）の「定式」に、わざわざ「附り」として起し太鼓を規制しなければならないほど大きな行事になっていたと考えられる。

規制の一つ目は「夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事」である。夜八ツ時（午前二時頃）より前は起し太鼓を禁止ということなので、それより早い時間から起し太鼓が独自に行動するという実態があったのだろう。

規制の二つ目は「板たゝき、悪あくれ堅停止ニ候事」である。起し太鼓だけでなく、板をたたいたり、悪ふざけ（悪あくれ）をしたりする行為が目に余るようになったようである。本来、起し太鼓は祭礼当日氏子を眠りから覚まし、祭の開始を告げる合図としてたたかれた。重要な祭礼行事の一つで、御神輿や屋台の動きと連動して行われるものであったが、起し太鼓の勝手な振る舞いが多かったことを物語っている。しかし、こうした規制にもかかわらず、その後も問題が相次いだようである。

安政二年（一八五五）の「御祭礼屋台儀式」には、わざわざ「起太鼓之義、行司屋台之外より決而出申間敷候事」と書いた紙を表紙の裏に貼り付けている（『郷土文化　古川祭』昭和二十八年）。行司屋台（後の主事）以外は起し太鼓を出してはいけないという意味だが、それぞれの屋台組の太鼓が勝手に行動していたという実態があったと思われる。

明治時代になってもこうした規制がたびたび行われる。明治七年（一八七四）の「御祭礼屋台規式」には「起シ太鼓ハ年行司組ヨリ外丁ハ決而出シ申間敷候。勿論市中一通り廻り候ハバ、夜明ニ相成位ニ出し、猥之儀無之様可致事」として起し太鼓の規制を行っている。本来は年行司組（後の主事組）だけが起し太鼓を出すことができるのに、それ以外の組からも起し太鼓が出て統制が取れなくなっている実態が浮かびあがる。しかも、起し太鼓は原則として夜明け前には引き上げることになっていたが、それを無視して太鼓を打ち鳴らすという実態があったのだろう。起し太鼓が祭を構成する主要な行事として形を整えるまでにはこうした規制がたびたび行われたのである。

（六）「町会所」

「町会所」は、今のところこの「定式」が初出資料である（『飛騨古川　歴史をみつめて』）。

「与頭中打寄示談之上相定候」とあるので、祭の運営主体となっている与頭（組頭）が集まって相談し、「定式」をまとめた場所が「町会所」であったことがわかる。町会所は町場の組頭中の拠点として明治初期まで続くが、その場所についてはこれまでよくわからなかった。

ところが、最近になって『中村家・上原家文書』（飛騨市蔵）の中に次ページのような絵図（図６）があり、「町会所」は弐之町にあった可能性が出てきた。

しかし、「町会所」と書かれた地所は、奥行は12間５尺５寸（約23メートル）もあるが、表口が三尺（約90センチ）、裏口が四尺（約120センチ）しかない。建物を建てるにはあまりにも狭い。しかも、左三か所の地所には表口のところに「家〇間〇尺」などと書かれていて家が建っていたことがわかるが、「町会所」と記された地所には家の存在を示す記述がない。従って、ここは「町会所」が所有する土地であって、建物はなかったとも考えられる。

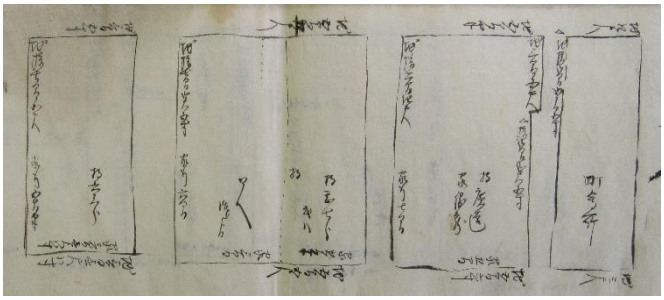

町会所

（個人宅）

（個人宅）

（個人宅）

「町会所」と書かれた地所は、表口「地三尺」、裏口「地四尺」、奥行「地拾弐間弐尺五寸」と書かれている。

図６　弐之町の絵図（『中村家・上原家文書』　飛騨市蔵））

「町会所」の存在と場所を示す資料がほかにもある。古川祭の御神輿を先導する屋台の進行ルートの中に「町会所」という場所が出てくるのである。明治七年（一八七四）の「御祭礼屋台規式」には次のように記されている。

「（屋台は）弐之町を引上り大区長殿前相済し、次に町会所ニ而副長半頭等役前相済し、祠官殿前相済し候ハバ弐之町上り・・・」

まず、「大区長」は、筑摩県第二十九大区の大区長後藤重泰のことで、自宅は弐之町にあった。さらに「祠官」とは河合斉一郎のことと思われる。河合氏も弐之町の住人であった。屋台進行ルートでは町会所は後藤大区長宅と河合祠官宅の間にあることになるので、弐之町にあったことは間違いないように思うが、場所が特定できない。図６の絵図にある「町会所」の場所とも微妙に違う感じがする。

町会所については『飛騨古川　歴史をみつめて』が詳しいが、場所については触れていない。町会所は明治八年（一八七五）に古川町が誕生するまで存続していたが、以後は「会議所」と名称が変更になり、明治十年（一八七七）からは「市中」と呼ばれるようになった。組頭が集う拠点である点は変わりないが、組頭はやがて組長、区長へと名称が変わっていく。

（七）「二ノ三丁目」

「二ノ三丁目」とは弐之町三丁目のことで、天保二年の与頭（組頭）は善兵衛であった。この頃、古川祭を構成する古川の町内は十二あり、それぞれに組頭がいた。

・壱之町（壱丁目、弐丁目、三丁目、四丁目）
・弐之町（壱丁目、弐丁目、三丁目、四丁目）
・三之町（壱丁目、弐丁目）
・殿町
・向町

いつから「〇丁目」と呼ばれるようになったかはわからないが、古くは寛政八年に「二ノ壱」「二ノ二」「弐ノ三」「二ノ四」の町名が見える（『古川町史　史料編一』202号）。また、明治二年にも「弐ノ町壱丁目」「弐ノ弐丁目」「弐ノ三丁目」「弐ノ四丁目」とある（『古川町史　史料編一』171号）。

明治六年（一八七三）に「弐丁目」と「三丁目」が合併して「弐之町

中組」となるまで弐之町三丁目という名称が使われてきた。
ちなみに、古川祭の屋台はこの町内ごとに一台ずつ所有されているが、壱之町弐丁目と三丁目、弐之町弐丁目と三丁目はそれぞれ合同で一台の屋台を所有していた。従って、屋台は全部で十台である。

おわりに

最初にこの「定式」を見た時、残念ながらほとんど意味が分からなかったが、古川祭の調査が少しずつ深まるにつれて、内容が見えてくるようになった。とりわけ、明治五年（一八七二）の『氏神御祭典定式萬格記』に出会ってからは一気に理解が進んだ気がする。天保二年の内容が明治五年にもそのまま通じたからである。実は明治五年は天保二年から四十年しか経っていない。その間、祭りの実相にそれほど大きな変化がなかったのだと思う。というより、古川祭の仕組みはもう天保二年にはかなり確立されていたと考えた方が良いかも知れない。